

こうほう 平成29年(2017年)6月1日号 NO.64

発行

佐倉市
上下水道部

住所
佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市の上下水道

●2面…新下水道使用料(7月1日から適用)の計算例 ●3面…新下水道使用料早見表 ●4面…水道週間 ほか

災害に備え、日頃から水の備蓄を

災害時には、水とトイレの確保が大きな問題となります。断水が起こったときには、交通手段の途絶や交通渋滞により、応急給水に時間がかかることも考えられます。日頃から飲料水を備蓄しておくと同時に、どこで水が確保できるのかを確認しておきましょう。

ご家庭で飲料水の備蓄を!

災害に備えて、最低3日間程度の飲料水を備蓄しましょう。目安は「1人1日3リットル」です。ポリタンクなどに水道水を備蓄した場合は、塩素による減菌効果が3日程度(密封し冷暗所で保管した場合)ですので、3日に一度は汲み替えてください。汲み替えた水は掃除や洗濯などにご使用ください。

お近くの拠点給水所・防災井戸の確認を!

佐倉市では、避難所での水の確保を目的に、平成26年度までに市内38カ所に飲用可能な防災井戸を設置しました。

災害時には原則として避難所(小中学校等)で応急給水活動を行います。開設については、佐倉市ホームページ、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス※1、防災メール※2、防災ツイッター、広報車、CATV296・チバテレビの地デジデータ放送などの全部または一部を用いてお知らせします。

家の被害があまりなく、避難所に行かない場合の水の受け取り方や、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者をご近所にいないかなど、普段からご家庭、ご近所で災害時の水の確保について話し合っておきましょう。

※1 防災行政無線の放送が聞き取りづらかった場合に、電話で放送内容を確認できます。
テレホンサービス番号0120-711-508(フリーダイヤル)。
放送内容を確認できる期間は放送後24時間です。

※2 佐倉市からの緊急のお知らせ等を携帯電話及びパソコンにメール配信するサービスです。メールを受信するためには、ご使用の携帯電話またはパソコンから、システムへの登録手続きが必要となります。登録手続きについては、佐倉市ホームページをご覧ください。

上下水道部拠点給水所

記号	名称	所在地
ア	志津浄水場	上志津原59番地2
イ	上座浄水場	上座776番地2
ウ	南部浄水場	小篠塚1240番地

防災井戸設置場所

佐倉地区

記号	名称	所在地
①	佐倉東小学校	将門町7番地
②	白銀小学校	白銀1丁目4番地
③	佐倉中学校	城内町117番地10
④	佐倉東中学校	高岡423番地1
⑤	佐倉高等学校	鍋山町18番地
⑥	佐倉東高等学校	城内町278番地
⑦	佐倉市役所	海隣寺町97番地
⑧	ミレニアムセンター佐倉	宮前3丁目4番地1

臼井地区

記号	名称	所在地
⑨	間野台小学校	王子台2丁目18番地
⑩	王子台小学校	王子台5丁目19番地
⑪	臼井中学校	臼井1530番地
⑫	臼井西中学校	臼井台1588番地
⑬	臼井西地域防災集会所	臼井田2525番地

志津地区

記号	名称	所在地
⑭	志津小学校	上座1156番地2
⑮	下志津小学校	中志津4丁目26番10号
⑯	南志津小学校	下志津原164番地2
⑰	井野小学校	西1-加が丘3丁目1番地6
⑱	小竹小学校	1-加が丘5丁目5番1号
⑲	青菅小学校	宮ノ台1丁目17番1号
⑳	志津中学校	井野1376番地
㉑	上志津中学校	上志津866番地
㉒	井野中学校	宮ノ台3丁目9番1号
㉓	佐倉西高等学校	下志津263番地
㉔	上志津小学校	上志津1752番地
㉕	西志津小学校	西志津7丁目2番1号
㉖	西志津中学校	西志津4丁目18番1号

拠点給水所・防災井戸設置場所 一覧



根郷地区

記号	名称	所在地
⑳	寺崎小学校	大崎台4丁目4番地1
㉑	山王小学校	山王1丁目44番地
㉒	南部中学校	神門432番地1
㉓	根郷中学校	山王2丁目37番地1
㉔	佐倉南高等学校	太田1956番地
㉕	馬渡保育園	馬渡818番地2

和田地区

記号	名称	所在地
㉖	和田小学校	直弥59番地1

弥富地区

記号	名称	所在地
㉗	弥富小学校	岩富町145番地

千代田地区

記号	名称	所在地
㉘	千代田小学校	吉見553番地
㉙	染井野小学校	染井野1丁目19番地
㉚	臼井南中学校	染井野4丁目1番地
㉛	千代田地域防災集会所	生谷491番地



日頃の確認が大切!



下水道使用料の改定について

平成29年7月1日から下水道使用料を33.1%値上げします。

下水道事業は、人口減少に伴う収入の減少や下水道施設の老朽化・耐震化対策といった様々な経営課題をかかえています。これらの課題に対応し、下水道事業に係わる経営の健全化を図るとともに、持続可能な下水道事業を構築するための改定です。使用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

なお、水道料金の値上げはありません。

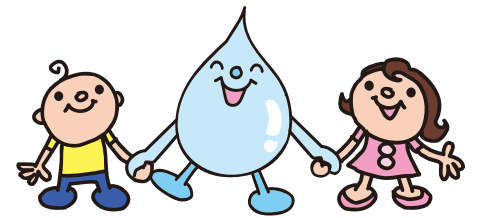
●新下水道使用料

◎下水道使用料表(2カ月・税込)

区分	汚水量	改定使用料	現行使用料
基本使用料	0m ³ ~ 20m ³	2,414円88銭	1,814円40銭
超過使用料 1 m ³ につき	21m ³ ~ 40m ³	122円04銭	91円80銭
	41m ³ ~ 60m ³	150円12銭	113円40銭
	61m ³ ~ 100m ³	193円32銭	145円80銭
	101m ³ ~ 200m ³	228円96銭	172円80銭
	201m ³ ~ 1,000m ³	250円56銭	189円
	1,001m ³ 以上	265円68銭	199円80銭

下の計算例で使用する欄

- ①
- ②
- ③



●下水道使用料計算例 ※2カ月で50m³ご使用の場合

50m ³	基本使用料分 20m ³	① 検針水量50m ³ のうち、20m ³ までは一律の使用料です。[基本使用料] 20m ³ まで一律 2,414円88銭… (a)
	超過使用料(その1)分 20m ³	② 残り30m ³ のうち、21m ³ ~ 40m ³ までの部分を計算します。[超過使用料(その1)] 20m ³ × 122円04銭 = 2,440円80銭… (b)
	超過使用料(その2)分 10m ³	③ まだ残っている10m ³ について計算します。[超過使用料(その2)] 10m ³ × 150円12銭 = 1,501円20銭… (c)
		④ 合算して、円未満を切り捨てます。 (a) + (b) + (c) = 6,356円

●ご使用が7月1日をまたぐ場合

上下水道料金については、2カ月に1度の検針を行い、皆様にお支払いいただいておりますが、下水道使用料の改定にあたっては、平成29年7月1日以降の検針分から、新使用料を適用いたします。

ご使用期間が平成29年7月1日をまたぐ場合は、現行使用料と改定使用料との日割り計算を行います。

※水道メーターの検針は、偶数月・奇数月いずれかの2カ月ごとに行います。

検針月	5月	6月	7月	8月
奇数月検針	検針		検針	
偶数月検針		検針		検針

改定日 7月1日

現行使用料 / 改定使用料

●実際の検針票の例

今回、水道料金は据え置き、下水道使用料のみ値上げ改定のため、上下水道の両方をお使いの方で約12%、下水道のみをお使いの方は約33%の値上げとなります。

【2カ月で50m³ご使用の例(税込)】

	[現行]	[改定後]
水道料金 (口径20mm)	8,834円	8,834円
下水道使用料	4,784円	6,356円
上下水道料金 (合算)	13,618円	15,190円

※7月、8月の検針では、継続してご使用されている方は日割り計算が適用されますので、これより少し安い金額になります。

上下水道料金合算で **約12%の値上げ**

ご使用期間 平成28年 5月 6日 ~ 平成28年 7月 6日

使用月分	検針日
平成 28. 6 ~ 7 月分	7. 6

今回指針	
前回指針(-)	
交換時日メータ水量(+)	m ³
今回使用水量	50 m ³
前回水量	m ³
前々回水量	m ³
水道料金	8,834 円
うち消費税及び地方消費税の額	654 円
下水道使用料	4,784 円
うち消費税及び地方消費税の額	354 円
請求予定額	13,618 円

下水道使用料は **約33%の値上げ**

新下水道使用料早見表 (2カ月あたり：消費税8%込み)

汚水量	改定使用料	現行使用料	差額	汚水量	改定使用料	現行使用料	差額
0 m ³	2,414円	1,814円	600円	51m ³	6,507円	4,897円	1,610円
1 m ³				52m ³	6,657円	5,011円	1,646円
2 m ³				53m ³	6,807円	5,124円	1,683円
3 m ³				54m ³	6,957円	5,238円	1,719円
4 m ³				55m ³	7,107円	5,351円	1,756円
5 m ³				56m ³	7,257円	5,464円	1,793円
6 m ³				57m ³	7,407円	5,578円	1,829円
7 m ³				58m ³	7,557円	5,691円	1,866円
8 m ³				59m ³	7,707円	5,805円	1,902円
9 m ³				60m ³	7,858円	5,918円	1,940円
10m ³				61m ³	8,051円	6,064円	1,987円
11m ³				62m ³	8,244円	6,210円	2,034円
12m ³				63m ³	8,438円	6,355円	2,083円
13m ³				64m ³	8,631円	6,501円	2,130円
14m ³				65m ³	8,824円	6,647円	2,177円
15m ³				66m ³	9,018円	6,793円	2,225円
16m ³				67m ³	9,211円	6,939円	2,272円
17m ³				68m ³	9,404円	7,084円	2,320円
18m ³				69m ³	9,597円	7,230円	2,367円
19m ³				70m ³	9,791円	7,376円	2,415円
20m ³	71m ³	9,984円	7,522円	2,462円			
21m ³	2,536円	1,906円	630円	72m ³	10,177円	7,668円	2,509円
22m ³	2,658円	1,998円	660円	73m ³	10,371円	7,813円	2,558円
23m ³	2,781円	2,089円	692円	74m ³	10,564円	7,959円	2,605円
24m ³	2,903円	2,181円	722円	75m ³	10,757円	8,105円	2,652円
25m ³	3,025円	2,273円	752円	76m ³	10,951円	8,251円	2,700円
26m ³	3,147円	2,365円	782円	77m ³	11,144円	8,397円	2,747円
27m ³	3,269円	2,457円	812円	78m ³	11,337円	8,542円	2,795円
28m ³	3,391円	2,548円	843円	79m ³	11,531円	8,688円	2,843円
29m ³	3,513円	2,640円	873円	80m ³	11,724円	8,834円	2,890円
30m ³	3,635円	2,732円	903円	81m ³	11,917円	8,980円	2,937円
31m ³	3,757円	2,824円	933円	82m ³	12,111円	9,126円	2,985円
32m ³	3,879円	2,916円	963円	83m ³	12,304円	9,271円	3,033円
33m ³	4,001円	3,007円	994円	84m ³	12,497円	9,417円	3,080円
34m ³	4,123円	3,099円	1,024円	85m ³	12,691円	9,563円	3,128円
35m ³	4,245円	3,191円	1,054円	86m ³	12,884円	9,709円	3,175円
36m ³	4,367円	3,283円	1,084円	87m ³	13,077円	9,855円	3,222円
37m ³	4,489円	3,375円	1,114円	88m ³	13,271円	10,000円	3,271円
38m ³	4,611円	3,466円	1,145円	89m ³	13,464円	10,146円	3,318円
39m ³	4,733円	3,558円	1,175円	90m ³	13,657円	10,292円	3,365円
40m ³	4,855円	3,650円	1,205円	91m ³	13,851円	10,438円	3,413円
41m ³	5,005円	3,763円	1,242円	92m ³	14,044円	10,584円	3,460円
42m ³	5,155円	3,877円	1,278円	93m ³	14,237円	10,729円	3,508円
43m ³	5,306円	3,990円	1,316円	94m ³	14,430円	10,875円	3,555円
44m ³	5,456円	4,104円	1,352円	95m ³	14,624円	11,021円	3,603円
45m ³	5,606円	4,217円	1,389円	96m ³	14,817円	11,167円	3,650円
46m ³	5,756円	4,330円	1,426円	97m ³	15,010円	11,313円	3,697円
47m ³	5,906円	4,444円	1,462円	98m ³	15,204円	11,458円	3,746円
48m ³	6,056円	4,557円	1,499円	99m ³	15,397円	11,604円	3,793円
49m ³	6,206円	4,671円	1,535円	100m ³	15,590円	11,750円	3,840円
50m ³	6,356円	4,784円	1,572円				

※上下水道を両方ご使用の方は、これに水道料金が合算されます。

※7月、8月の検針では日割り計算を行うため、この表より安い額となります。

水道週間について

6月1日から7日までの
1週間は
「水道週間」です。



「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」を
スローガンに全国各地で広報活動が実施されます。

佐倉市上下水道部では、佐倉市の水道水が、どのようにつくられ、皆様のご家庭に送られているのか、また、家庭から出る生活排水がどのように流れ、処理されるのかをご紹介させていただきたく、上水道・下水道施設の見学会を開催します。

普段は公開をしていないこれらの施設を、この機会にご覧ください。

上水道・下水道施設見学会

次の日程により上水道・下水道施設見学会を実施します。参加を希望される方は、直接上座浄水場にお越しください。

【日にち】6月10日(土)

【時間】13:30～16:00まで
(受付13:00～)

【場所】上座浄水場(上座776-2)、志津中継ポンプ場

【交通】ユーカリが丘線「公園」駅から徒歩7分

中学校方面 13:04着

ユーカリが丘方面 13:12分着

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

みんな来てね!



参加
無料!!



佐倉市の主な上下水道データ(平成29年3月末)

- 給水人口…166,767人
- 給水件数…70,378件
- 1日平均配水量…48,436m³
- 1日1人当たり平均配水量…290ℓ
- 1日最大配水量…54,937m³(平成28年12月31日)
- 1日1人当たり最大配水量…329ℓ(平成28年12月31日)
- 水洗化人口…159,230人
- 下水道普及率…92.4%

濁り水について

原因

佐倉市の水道水は約63%が水源を地下水としていて、この地下水は天然のミネラルが豊富に含まれています。

ミネラルの成分のうち、鉄分とマンガン分が、「濁り水」の原因となるもので、浄水場の「ろ過機」によって除去をしていますが、除去しきれなかった鉄分とマンガンの成分が長年少しずつ水道管の内側に付着していきます。

そして、火災の消火活動で消火栓を使用した場合など、水道水の急激な水量の変化で水道管内部に付着した鉄分とマンガン分がはがれ落ち、水道水と「混ざる」ことにより、「濁り水」(赤水)となるものです。

※その他、ご自宅の水道管の原因により「濁り水」が発生する場合があります。

対処方法

濁り水が発生した場合は、佐倉市上下水道部(☎485-1191)または佐倉市上下水道お客様センター(☎486-1555)までご一報ください。

エコキュートやエネファームなどがあるご家庭では、一時的に元栓を閉めてください。

また、給湯器、お風呂、洗濯機、浄水器のご使用を控え、水道の蛇口から、濁り水がきれいになるまで、水道水を流してください。

白い器などに取って見た目が透明であれば飲用可能です。

濁り水の原因である鉄分・マンガン分は、人体に有害な成分ではありませんので、ご安心ください。

気づかずに飲用する程度であれば、健康に影響はありません。

しかし、濃い状態のものを飲用すると、おなかが緩くなったりすることがあります。



まずは

①ご連絡を!

②給湯器、浄水器は使わない。

ご注意ください

- 濁り水により洗濯物に変色したときは、「塩素系」と書かれている漂白剤は使用しないでください。かえって色が定着する場合があります。
- 浄水器等を設置されている方は、濁り水によりフィルターが目詰まりを起こす可能性がありますので、フィルターは通さないでください。
- 上下水道部が行う工事により濁り水が発生する可能性があるときは、影響があると考えられる範囲及びその周辺の方に、あらかじめ回覧等でお知らせします。

水道水中の放射性物質について

上下水道部では、市内3カ所の浄水場で採取した水道水中の放射性物質測定を継続し、その結果をホームページで公表しています。

平成29年5月15日現在、放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されておりません。引き続き定期測定を実施し、皆様に安心してご使用いただけるよう努めて参ります。

●上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191 FAX番号：043-485-1194

E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp

ホームページ：http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0_12.html